

○安曇野市子どもの権利に関する条例

令和7年9月19日条例第34号

安曇野市子どもの権利に関する条例

私たちは、児童の権利に関する条約、日本国憲法及びこども基本法の理念に基づき、安曇野市の子どもが生命と尊厳を等しく守られ、人種、国籍、性別、意見、障がいの有無、経済状況等のいかなる理由でも差別されず、安心して健やかに育つことができるよう、子どもの権利を保障します。

私たちは、一人一人かけがえのない存在である子どもたちが、安曇野の豊かな自然環境、地域のつながり、そして先人から受け継がれた文化や芸術に触れ、ふるさと安曇野に愛着と誇りを持ち、自分らしい人生を築き、自ら行動する主体者として地域や社会に関わりながら育つことを心から願います。

子どもは、本来自ら成長していく力を持っています。私たちは、その力を信じ、子どもとその未来を支え、子どもの権利が保障される社会を実現するために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、安曇野市（以下「市」という。）における子どもの権利の基本理念を定め、子ども、市、市民及び議会の役割を明らかにし、子どもが一人の人間として尊重され心身ともに健やかで幸せな状態で生活を送るために、お互いが連携及び協働することにより、子どもの権利が保障されるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に在住、通学、勤務又は活動する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 市民 市内に在住、通学、勤務又は活動するもの及び市内に事業所又は事務所を置く法人その他団体をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの権利の保障は次に掲げる理念を基本とし、何人も、子どもにとって最善の利益を優先しなければならない。

- (1) 子どもは、生命、自由、幸福追求の権利の主体者であること。
- (2) 子どもは、いかなる理由でも差別を受けることなく、一人の人間として尊重されること。
- (3) 子どもは、安全で安心な環境の中で成長できるよう、医療、教育、生活への支援等を受けることが保障されること。
- (4) 子どもは、自らに関係のある事柄について、自らの意思を自由に表明することができ、その意見は子どもの発達に応じて十分に考慮されること。

(子どもの権利の日)

第4条 市は、前条の基本理念について、市民の関心及び理解を深めるため、安曇野市子どもの権利の日を設ける。

2 安曇野市子どもの権利の日は、11月20日とする。

(子どもの役割)

第5条 子どもは、自らの権利を理解し、それが尊重されることと同様に他者の権利も尊重するよう努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、次に掲げる事項の推進に努めるものとする。

- (1) 子どもの権利の保障に関する施策を総合的に推進すること。施策の推進にあたっては、必要に応じて関係する部局が相互に連携協力するものとする。
- (2) 子どもの権利の保障について、関係機関等と連携し、包括的な支援体制を構築すること。
- (3) 子どもの権利について、市民に周知及び啓発し、理解を深めること。
- (4) 子どもが主体的に考え、自由に意見を述べられるよう支援をすること。
- (5) 子どもが健やかに育ち学ぶための環境の充実や多くの価値観に出会える場の創出等、子どもに適切で多様な育ちと学びの機会を提供すること。
- (6) 子どもが政策づくりや地域活動に参加できるよう支援すること。

(市民の役割)

第7条 市民は、次に掲げる事項の推進に努めるものとする。

- (1) 家庭及び地域が、子どもの成長と学びを支える大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障について理解、尊重すること。
- (2) 子どもを地域の一員として認め、子どもの意見を尊重し、地域活動への参加を促し支援すること。

(議会の役割)

第8条 議会は、次に掲げる事項の推進に努めるものとする。

- (1) 市の施策が子どもの権利の基本理念に沿って推進されるよう提言等を行うこと。
- (2) 子どもの権利の保障に関して、啓発に取り組むこと。
- (3) 子どもの権利の保障に関して、必要に応じて県や国等に要望等を行うこと。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和8年2月教委規則第2号で、同8年3月1日から施行)